

國立成功大學

115學年度碩士班招生考試試題

編 號：223

系 所：法律學系

科 目：日文

日 期：0203

節 次：第 4 節

注 意：1.不可使用計算機
2.請於答案卷(卡)作答，於
試題上作答，不予計分。

一、請將下述日本法律條文譯成中文(每題 10 分，不用抄題)

1、憲法第 13 條

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2、憲法第 31 條

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

3、刑事訴訟法第 1 條

刑事訴訟法は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする。

4、民法第 709 條

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

二、請將下述中文譯成日文(每題 15 分，不用抄題)

- 1、私權之行使，應符合公共福祉。權利之濫用，不得允許。
- 2、權利之行使及義務之履行，應依誠信原則，誠實為之。
- 3、違反公共秩序或善良風俗之法律行為，為無效。
- 4、被告案件不構成犯罪或無犯罪之證明時，應諭知無罪之判決。